

策定目的

平成28年度に策定した「第10次高知県職業能力開発計画」が令和2年度に終了することに伴い、人手不足が深刻化している本県において、県内企業の人材の確保・育成・定着を推進するためには、職業訓練をはじめとした職業能力の開発に関する施策を着実に推進していくことが必要となることから、令和3年度から5年間を計画期間とする「第11次高知県職業能力開発計画」を策定する。

計画の位置付け

○国の基本計画に基づく法定計画

第11次職業能力開発基本計画（国が策定予定）に基づき策定する、高知県内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画。

■根拠法令

〔職業能力開発促進法〕

第5条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第7条第1項において同じ。）に関する基本となるべき計画を策定するものとする。

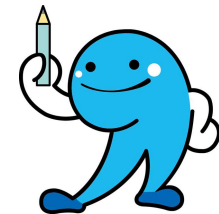
第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるもの〔地域主権戦略大綱を踏まえ、都道府県の計画策定は努力義務化された（平成23年8月26日公布）←9次計画から〕とする。

■計画に規定すべき事項（職業能力開発促進法第5条第2項）

- ・技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ・職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ・職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

○県内で実施される職業能力開発施策の方向性を定める個別計画

本県のトータルプランである「高知県産業振興計画」の7つの基本方向の1つに「人材の育成」が掲げられており、その中の職業能力開発施策に関する個別分野の計画。



計画の構成（案）

- 第1部 総説
- 第2部 職業能力開発をめぐる経済社会の変化と課題
- 第3部 職業能力開発の方向性と基本的施策
- 第4部 目標設定と進捗管理

検討事項

以下のような検討事項を中心に、本県の職業能力開発施策に係る現状と将来の課題に関し、意見交換する。

- ・第10次職業能力開発計画の取組と評価について
- ・個々の状況に応じた職業訓練の実施について
- ・ものづくり分野の技術・技能の承継について
- ・その他

策定スケジュール（予定）

令和3年度に3回程度審議会を開催し、審議会からの答申を経て、策定。
※詳細は資料1-2のとおり